

第3章 小木町の地割変遷

第1節 慶長期から享和地震まで

開港当初の町場 前章で述べたように、慶長9年(1604)に原土佐守宗勇が代官として小木に着任し、慶長11年(1606)には小木町に十分一役所や直打場が設けられた。慶長19年(1614)には小木港が渡海場に定められ、翌元和元年(1615)に小木町が町立てされた。町立て当時の町場は現在の本町通り西半およびそこから続く立町が中心であった。十分一役所は「上の番所」と呼ばれ、現在の幸町と中町の境から相生町の北端あたりに位置していたと言い伝えられている。

町立て当初の地割や各町の規模を示す史料は現存しないが、現代の小木町にみえる標高差をみると、町立て当初の町の規模が浮かび上がる。

享和2年小木地震以前の地形 享和2年(1802)の小木地震により、町場のある陸地部分が1m余りも隆起したという。小木地震による具体的な陸地の隆起量は不明であるが、宿根木では213cmも隆起したことから(第2章第1節参照)、小木町においても相当量の隆起が生じたことは想像に難くない。

現地形の標高差を図3-1-1に示す。ここで海拔3m以下の標高を確認すると、現在の埋立地はもちろんのこと、浜町通り沿いの東町や泉町、登町、外の潤側の旭町や山本町は、海拔3m以下の部分に該当する。この海拔3m以下の境界を現在の地図(管内図)に重ね合わせると図3-1-2となる。本町通り沿いの上町から栄町にかけて、旧行政区各町の海側の町境と概ね合致することが指摘できる。

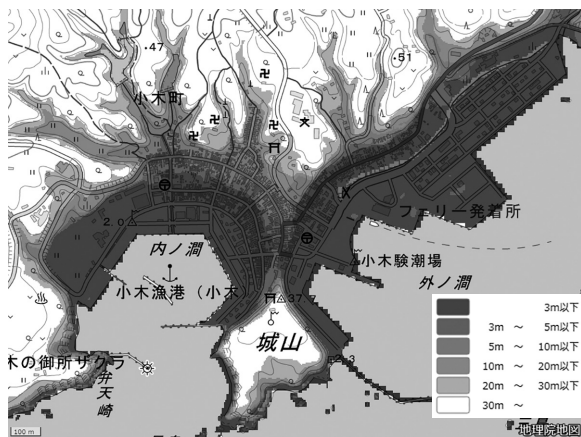


図3-1-1 現在の小木町の色別標高図(国土地理院HPで作成)

現在の小木町でも本町通りと浜町通りの高低差は3m以上あり、特に東町と中町や本町、末広町の間にある石垣はこの高低差を解消するための工作物であることが理解できる(第5章にて詳述)。また木崎神社では、現在の境内地に沿うように標高3mの境界線が位置し、本町通りから続く参道と境内地は、町立て当初の地形を引き継ぎ、現代まで不変であることが指摘できる。

外の潤側では、旭町や山本町の山裾に境界線が位置し、享和2年以前の外の潤は山裾まで海が迫り、町場が展開する余地はなかったといえる。小木町における具体的な隆起量は不明であるが、この境界線は地震以前の旧海岸線を表象するものである。

地形に見る汐通しの堀切 町立て当初の町場は現在の本町通り西半であったが、その後次第に東へ町場が拡大していったという。寛永9年(1632)には上の番所以外に、「下町」に番所を普請するよう新設願いが出されている(「木浦区有文書」、小木町史編纂委員会『佐渡小木町史 村の歴史 上』1973年、pp.70-71所収)。これは船の大型化にともなって外の潤の利用が増加し、外の潤からは上の番所が離れていることや、下町への町場拡大が背景にあると思われる。

第2章で述べたように、寛文12年(1672)の西廻り航路の開設に先立って、寛文11年には内の潤と外の潤を繋ぐ「汐通しの堀切」が城山の付け根に普請された。この頃には両潤ともに多くの船が停泊していたことがうかがえる。先の図3-1-2をみると、海拔3mの境界線のうち、木崎神社の北側に位置する本町通りと東西道路の交差点付近が細くくびれていることが見て取れる。これ以外に内の潤と外の潤を最短で繋ぐ場所はなく、汐通しの堀切はこの場所に開削されたことは間違いのないであろう。

小木町の地積図 時系列は前後するが、江戸時代の地割を復原する前に、まずは小木町に残る地籍図を確認していきたい。佐渡市には明治28年(1895)および昭和51年(1976)の「旧土地台帳附属地図」が残されている。明治28年の旧土地台帳附属地図(以下、明治28年地籍図)は旧公図で、敷地には地番が記され、概ね現在の地番に変化はない。旧行政区の町名ではなく旧小字が記され、かつての小字境

界がわかる(図3-1-3)。また後述のように、明治37年(1904)の大火後に本町通りは拡幅されており、軒切対象となった街路沿いの敷地が記載される。そのほか埋立地の記載はないが、昭和48年(1973)工事開始の主要地方道佐渡一周線(県道45号線)のために、琴平町一帯の軒切や現在の琴平神社付近の道路敷設計画らしき用地も描かれており、明治28年地籍図は戦後の昭和40年代まで、実際に使用されていたものと考えられる。

昭和51年の旧土地台帳附属地図(以下、昭和51年地籍図)は、明治28年地積図をもとに作成されたものであり、先述の本町通り沿いの軒切用地は図示されているが、琴平町の軒切用地はすでに道路になっている。また、昭和39年の外の潤の埋立地や昭和44年からの内の潤の埋立地が記載され、埋立地周辺の地割変遷が確認できる。

以上2点の地籍図を用いることで、現代の敷地割(図3-1-4)から昭和51年(図3-1-5)、さらに明治28年(図3-1-6)まで遡って、地割を復原することが可能である。明治28年当初の地割は明治37年大火

以前の地割が確認できるだけでなく、後述のように幕末から明治前期頃の地割を引き継いでいるとみられることから、江戸時代の地割をも復原することが可能である。この明治28年の地籍図をもとに、さらに江戸時代の地割復原をおこなっていきたい。

元禄七年検地帳にみる地割 宿根木地区には慶長5年(1600)の検地帳が存在するが、小木町については確認されていない。小木町の地割を知る上で最も古い史料は、元禄7年(1694)の検地帳である(『元禄7年 小木町検地帳』、前掲『佐渡小木町史 村の歴史 上』、pp.200-220所収、以下、元禄検地帳と仮称)。元禄検地帳は屋敷と田畑を区分して記載し、屋敷地は地名(所在地)、間口と奥行、持主が記され、社寺は除地として記載される。田畑は地名、地目、面積、持主が記され、寛政10年(1798)に調整が加えられたようである。なお、社寺は后神社(木崎神社)、阿弥陀院、安隆寺、光善寺、正覚寺(照覚寺)、神明社(琴平神社)と、現在もある社寺が記載されている。

屋敷地(一部寺院が持主の屋敷も含む)の各記載は表3-1-1のとおりである。屋敷地は208軒が記され、

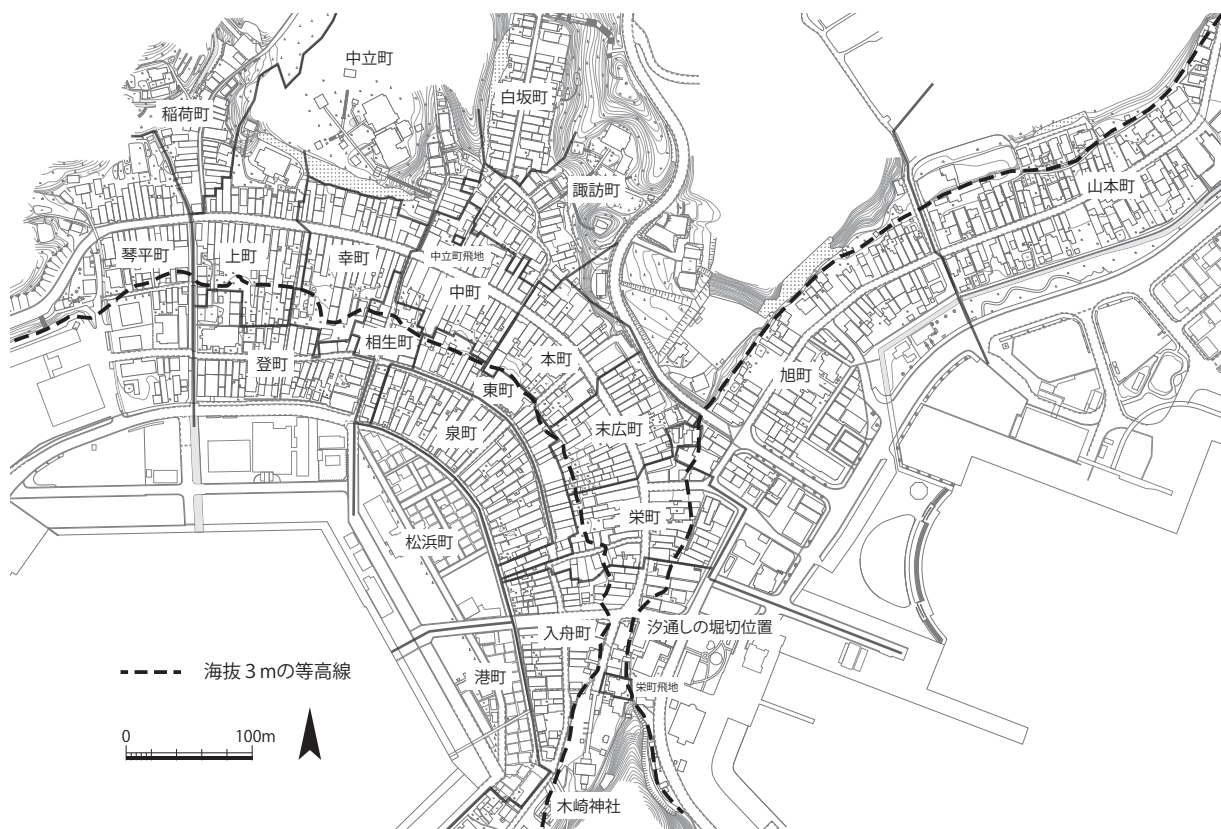


図3-1-2 標高差にみる海拔3mの等高線(旧海岸線)の位置 1:6000

番所屋敷や役屋敷（役人の邸宅）もこれに含まれる。地名は山側に位置するものとして「山方」（80軒）、「下山方」（35軒）、「下町山方」（1軒）があり、合計116軒である。海側は「海方」（17軒）、「上海方」（8軒）、「上町海方」（22軒）、「下町海方」（3軒）、「浜方」（33軒）の合計83軒とし、その他は「虫谷」や「たたら」といった地名で、合計9軒である。これらその他の地名の具体的な場所は不明である。

番所屋敷は上町海方と下山方にそれぞれ1ヶ所ずつある。『佐渡年代記』によれば、天明2年（1682）に汐通しの堀切を埋めて、下の番所を建設しており、先述のように、復原した旧海岸線と照らし合えると、おおよそ汐通しの堀切が位置していた地形のくびれの位置に番所屋敷と役屋敷が位置する。したがって、上町海方の番所屋敷が上の番所、下山方のものが下の番所と考えられる。

各屋敷の間口は、最小1間（山方・六左衛門）、最大11.5間（浜方・九左衛門）で、平均は約3.7間である。間口2間半の屋敷が53軒と最も多く、間口4間未満の家が131軒と半数以上を占める。また間口4

～6間の家も66軒と全体の約3割近くを占めている。奥行は最小2.5間（山方・安隆寺）とし、最大は23間（山方・忠右衛門）で、平均は9.7間である。奥行11間の家が21軒と最も多く、12間以下が全体の8割を占める。

本報告書では、明治28年地籍図をもとに、元禄検地帳から抽出した屋敷地の地割復原をおこなった（図3-1-7、以下、元禄復原図）。復原にあたっては、先に示した旧海岸線の位置や旧行政区の境界、街区の規模と検地帳の各地名の間口総間数などを総合的に判断した。また、各地名における屋敷地の書上げ順は、旧海岸線と敷地奥行の位置関係を考慮した結果、山側では琴平神社の方向から木崎神社の方向（西から東、もしくは北から南）に向かって、海側では反対に、木崎神社の方向から琴平神社の方向（東から西、もしくは南から北）に向かって順に記載されていると判断した。書上げ順と各地名に規則性は見出せなかったため、おおよそ地名が並ぶように復原した。なお、文化年間製作の「小木湊古絵図」には、阿弥陀院正面に照覚寺（正覚寺）が描かれており、現在白

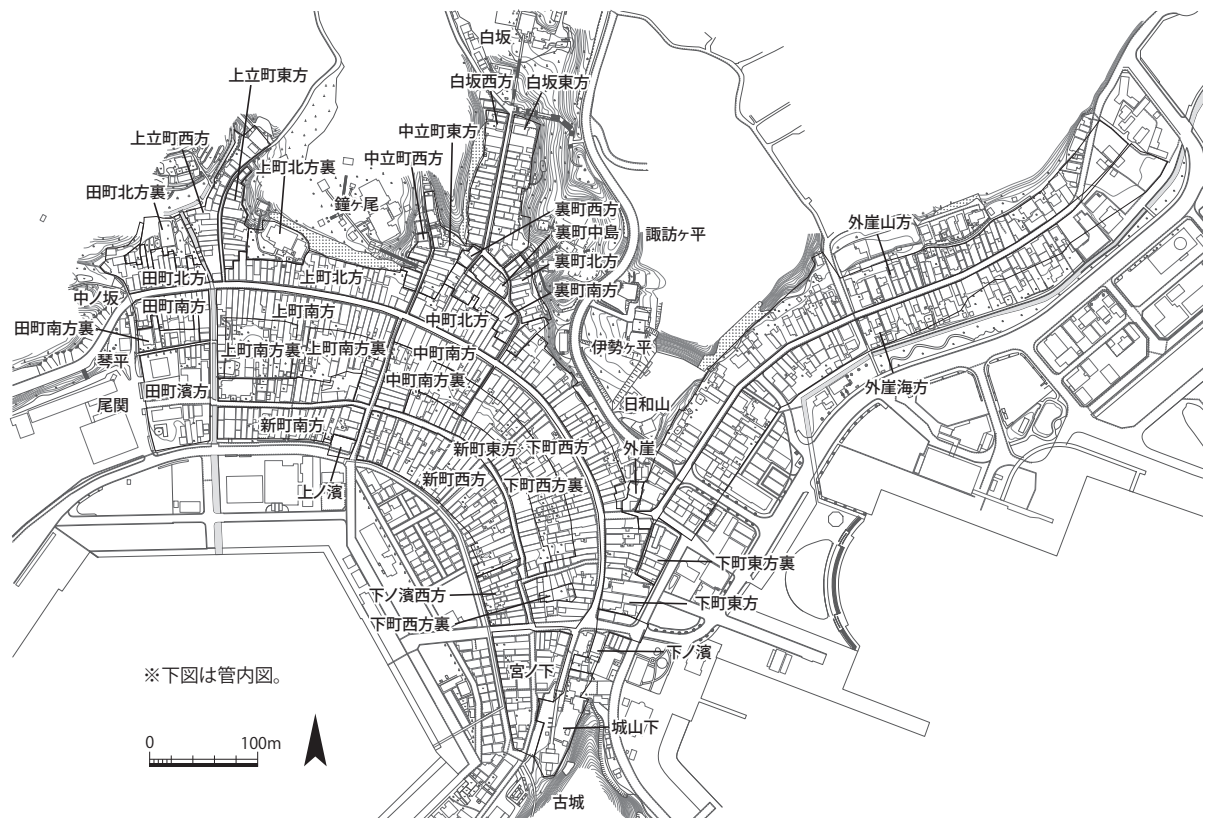


図 3-1-3 明治 28 年地籍図に記される旧小字名と位置 1 : 7000

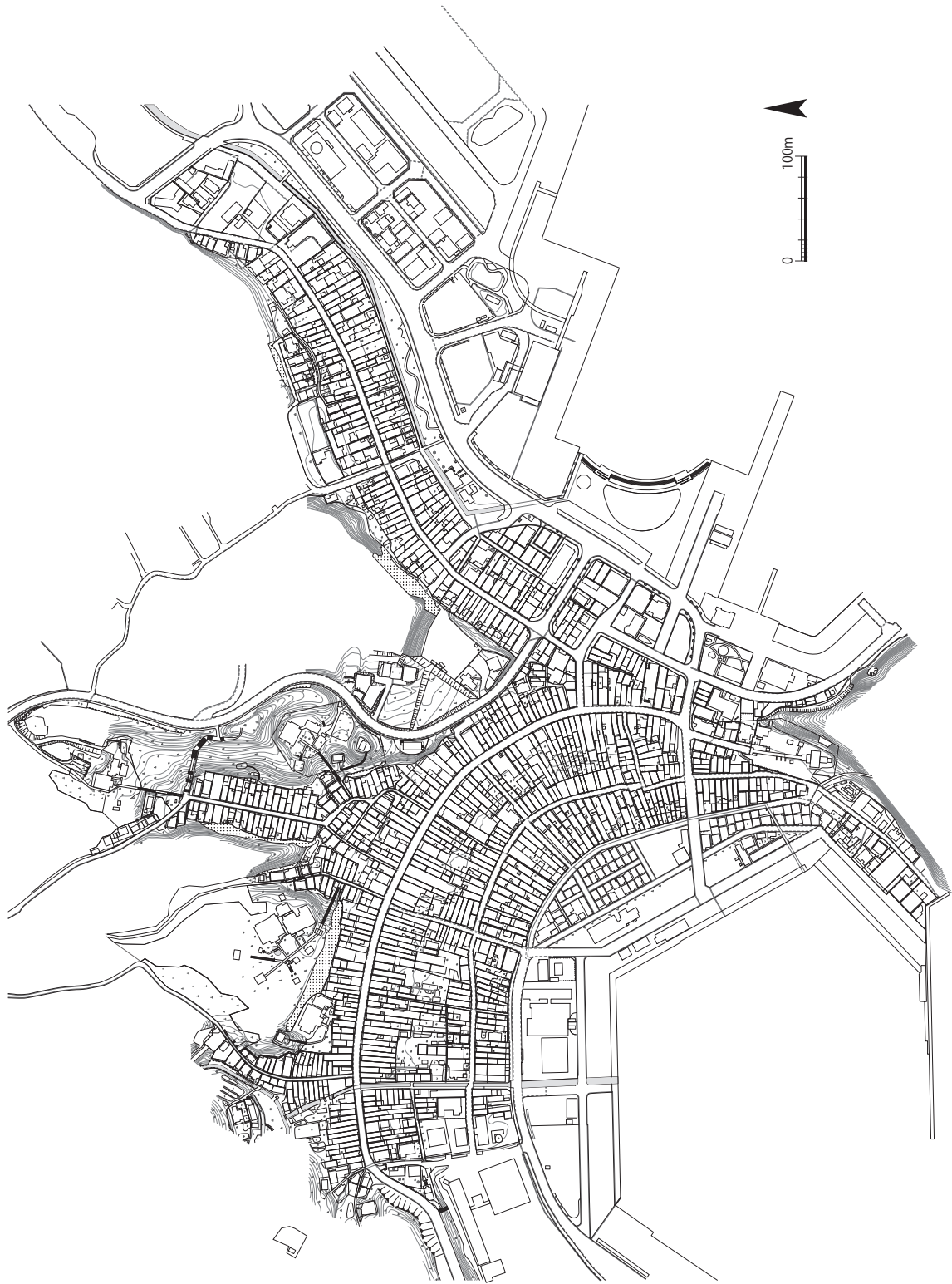


図 3-1-4 現在の小木町の敷地割図 1 : 6000

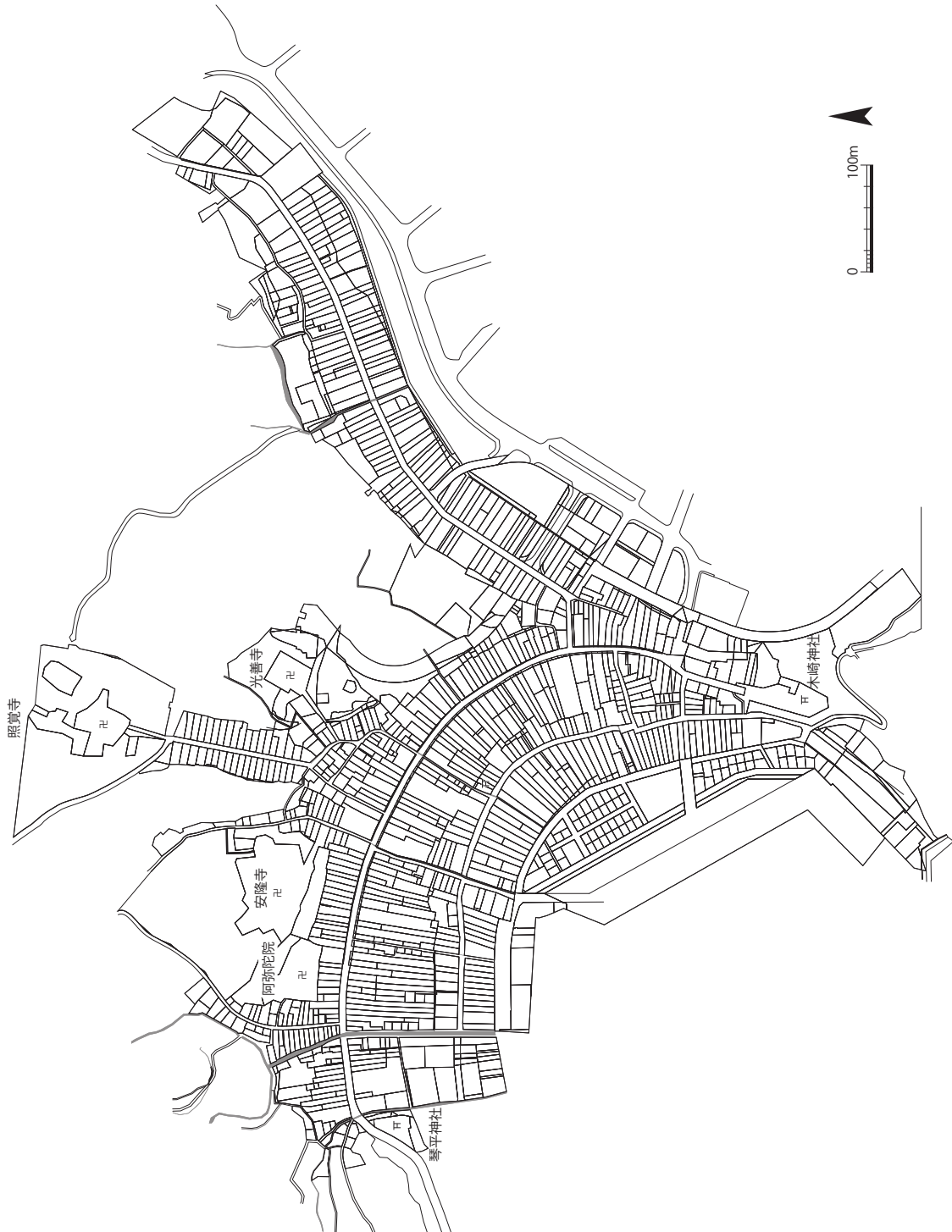


図 3-1-5 昭和 51 年地籍図復原図 1 : 6000

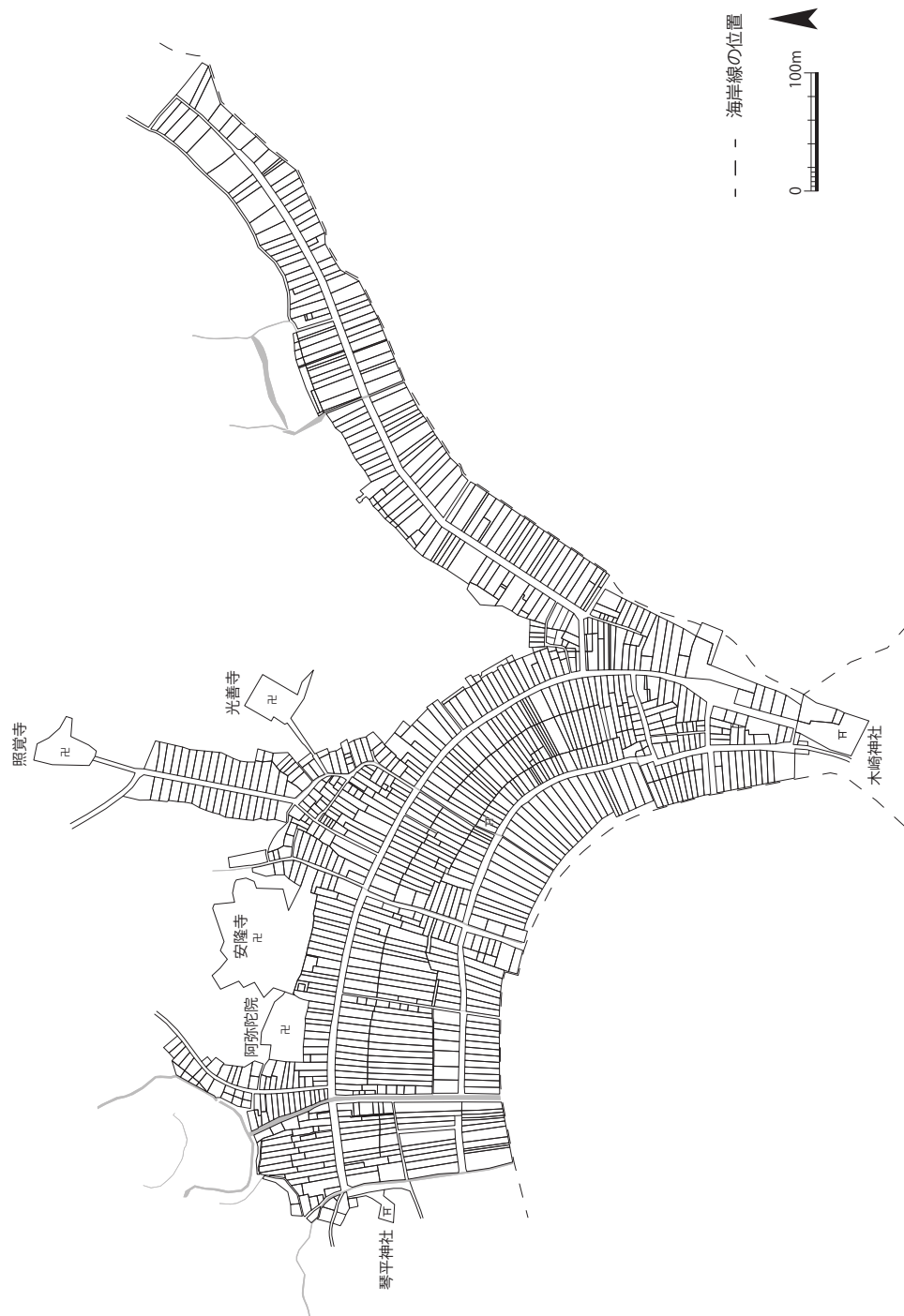


図 3-1-6 明治 28 年地籍図復原図 1 : 6000

表 3-1-1 元禄7年検地帳の屋敷地一覧

地名	間口(間)	奥行(間)	持主	地名	間口(間)	奥行(間)	持主	地名	間口(間)	奥行(間)	持主		
山方 西→東 13軒	3	13	治郎左衛門	海方 南→北 10軒	2.5	9	五左衛門	上町海方 1軒	2.5	12.5	市右衛門		
	2.5	13	庄右衛門		5	10.5	治右衛門		下山方 南→北 23軒	3	4	番所屋敷	
	2.5	11	庄右衛門		3	11	庄三郎			6	8	役屋敷	
	3	11	平右衛門		2	11.5	主の丞			3	6	長吉	
	2.5	9	八兵衛		2	5	嘉左衛門			3	7	新右衛門	
	7.5	9	半左衛門		2	4	喜右衛門			2	8	忠右衛門	
	10	10.5	九右衛門		2	4	与次右衛門			2.5	7	清八	
	2.5	9	弥十郎		6	6	源右衛門			2.5	9	助左衛門	
	2	9	忠兵衛		2.5	6	勘十郎			2.5	9	惣右衛門	
	2	9	三右衛門		みさご 1軒	4	6			五郎右衛門	5	8.5	久兵衛
	5	10	仁右衛門		むしや 1軒	5	6			甚太郎	5	8.5	与三左衛門
	4	10	吉兵衛		2.5	11.5	清右衛門			5	10	重左衛門	
	4.5	5.5	庄右衛門		3	12	与十郎			3	12.5	市左衛門	
下山方 西→東 8軒	5.5	7.5	治郎左衛門	3	11	市郎左衛門	9.5	19		五郎右衛門			
	3	12	七郎左衛門	6	10.5	与一兵衛	3	19	六左衛門				
	3	13	理兵衛	2.5	9	長九郎	2.5	5.5	九兵衛				
	2.5	5	幸三郎	3	14	与十郎	3	4.5	藤十郎				
	3	7.5	与兵衛	5	13.5	九右衛門	2.5	6	三五郎				
	5.5	11	又右衛門	3	10	甚右衛門	2.5	7	三右衛門				
	3	4	半兵衛	4	9	六右衛門	4	3	六兵衛				
	2.5	6	半助	4	9	六右衛門	2.5	6	六兵衛				
たたら 1軒	9	12	六左衛門	5	13	清兵衛	3	9	与左衛門				
道の下 1軒	6	7.5	太郎左衛門	5	13	清兵衛	2.5	9	重吉				
山方 西→東 19軒	3	13.5	治右衛門	2.5	11	与三左衛門	5	9	善左衛門				
	3	9.5	孫兵衛	4	13	善左衛門	5	10.5	六兵衛				
	3	8.5	七兵衛	8	14	甚右衛門	4	21	市右衛門				
	3	8	庄右衛門	2	11	羽右衛門	4	17	嘉右衛門				
	3	7	吉右衛門	2	11	嘉右衛門	2.5	10	道慈				
	3.5	7	弥右衛門	2.5	12	十三郎	2	9	弥平次				
	3.5	6	主兵衛	1.5	10	儀左衛門	2	8.5	小右衛門				
	3.5	8.5	八左衛門	1.5	13.5	弥市	2.5	9	よし				
	3.5	6.5	四郎左衛門	5	8.5	伝右衛門	2.5	9	長兵衛				
	3	10.5	六左衛門	4	8.5	番所屋敷	2.5	20.5	源左衛門				
	2.5	7.5	佐伝次	4.5	8	役屋敷	6	11	吉郎兵衛				
	3	7.5	助作	3	12	儀右衛門	2	6	吉兵衛				
	6	9	新右衛門	9.5	12.5	半助	2.5	7	又右衛門				
	3	4.5	光善寺	10	14	長右衛門	浜方 1軒	4.5	17	役屋敷			
	4	2.5	安隆寺	5.5	14.5	七郎左衛門	山方 西→東 3軒	2.5	7	惣兵衛			
	2.5	11	七兵衛	5.5	11	六左衛門	5	9	六左衛門				
	2.5	11	孫左衛門	7.5	13	弥市	1	4	六左衛門				
	4	11	茂左衛門	下町海方 南→北 3軒	6	10	市右衛門	3	10	儀右衛門			
	3	19	利兵衛	3.5	9.5	庄兵衛	3	10	伊右衛門				
浜方 東→西 3軒	2.5	8	嘉右衛門	3	9.5	助左衛門	3	10	徳左衛門				
	2.5	8.5	清左衛門	下町山方 1軒	2	6.5	治郎右衛門	4	10.5	伊右衛門			
	3	10	甚太郎	たたら 1軒	5.5	6.5	勘七	3.5	11	伊兵衛			
海方 東→西 7軒	3.5	10.5	弥次兵衛	11.5	11.5	九左衛門	3	12	主兵衛				
	4	11	むす	3	10.5	太郎左衛門	5	12	清兵衛				
	2.5	11	九兵衛	3.5	13	市郎兵衛	3	13.5	安兵衛				
	6	8	勘右衛門	5.5	13.5	弥藏	2	14	与三右衛門				
	2.5	6	勘右衛門	3	13	勘十郎	2	4.5	長右衛門				
	5.5	6	勘右衛門	5.5	13	治左衛門	2.5	11	市右衛門				
	4	4.5	才三郎	3	13	勘十郎	2.5	12	善右衛門				
虫谷 2軒	4	5	勘右衛門	5.5	13	治左衛門	2.5	13.5	吉太郎				
	5	8	勘右衛門	5.5	13	治左衛門	2	13.5	甚左衛門				
山方 西→南 東→北 14軒	3.5	8	半右衛門	2.5	13.5	豊右衛門	2.5	12	長左衛門				
	3	4	喜兵衛	2.5	13.5	勘右衛門	2	9	清右衛門				
	3	6	源十郎	尾崎平 1軒	5.5	8	甚太郎	3	9	長十郎			
	7	8	役屋敷	6	6	六左衛門	5	11	忠左衛門				
	4.5	5	六左衛門	5	9.5	清右衛門	2.5	11	忠左衛門				
	3	7	なつ	6	10.5	宇兵衛	下山方 1軒	2.5	4.5	三九郎			
	2.5	10	ふう	2.5	13	仁右衛門	浜方 東→西 19軒	2	14	与三右衛門			
	4.5	10	惣左衛門	4	4	惣右衛門							
	2.5	7.5	まつ	3.5	4.5	五兵衛							
	5	11	豊右衛門	5	6.5	吉右衛門							
	2.5	10	伝三郎	5	8.5	清右衛門							
	4	5	嘉右衛門	5	7.5	権右衛門							
	2	5	三十郎	5	7.5	治郎右衛門							
	2.5	4	長右衛門	5	7.5	善左衛門							
下山方 西→東 3軒	4	12	喜右衛門	中立町部分 西→南 東→北 19軒	4.5	5					清助		
	2	12	与次右衛門	2	5	弥兵衛							
	2.5	21	弥三兵衛	3	4.5	藤左衛門							
	古城 1軒	5	10	舟手役屋敷	3	13					権右衛門		
		2.5	11.5	忠四郎	2.5	9.5					権右衛門		
		2	23	忠右衛門	2.5	11.5					忠四郎		
2.5		22	七兵衛	2	23	忠右衛門							
6		22.5	勘十郎	2.5	22	七兵衛							
				6	22.5	勘十郎							

※『佐渡小木町史 村の歴史 上』、pp.200-220 より作成。原本では左表・中・右の順で書き上げられている。表中の各地名下の矢印は方位に対する書上げ順を示す。なお、表には含めていないが、書上げの中には1軒だけの記載で「山方 一畝一歩 勘十郎」があり、田畑として所有・使用するものがあつた。具体的な位置は不明である。

坂町にある照覚寺は、19世紀前期以前には現在の
上町に所在していたと考えられる。

元和元年の町立て当初の町場は、現在の琴平町から
中町までと、立町の稲荷町と中立町であったとい
う。復原図を見ると、町立てから約80年後には本
町通り沿いの入舟町付近まで町場が拡大し、屋敷が
建ち並んでいたことが読み取れる。諏訪町や白坂町
にはその他の地名が位置する可能性もあるが、町並
としては未形成であったとみられる。

復原では、番所屋敷のうち、上の番所はこれまで
現在の幸町東端付近にあったと伝承されていたが、
この復原では、水路を挟んだすぐ東隣の中町西端に
位置したのではないかと考えた。なぜならば、上の
番所を含む「上町海方」の総間口間数が現在の幸町
および中町の旧行政区にうまく合致するからであ

る。後述のように、慶応4年(1868)の上町浜側の
宅地開発時には、伝承の位置に上の番所が確認でき
るため、元禄7年以降、おそらく享和2年の小木地
震以後に移転したと考えられる。下の番所はちょう
ど汐通しの堀切付近に位置することとなり、先述し
たように、天明2年にこの堀切を埋めて下の番所を
建てたという史実とも合致する。

以上のように、元和元年の町立て当初から元禄7
年頃、つまり17世紀前期から末期頃の町場範囲や
地割について復原を試みた。町立てから80年を経
て、現在の入舟町付近まで町場が拡大し、元禄7年
時点では本町通り両側に屋敷が建ち並んでいたこと
が復原図からあきらかとなった。いっぽう、屋敷地
や各地名の位置については検討の余地があり、今後
の更なる研究が期待される。(福嶋)

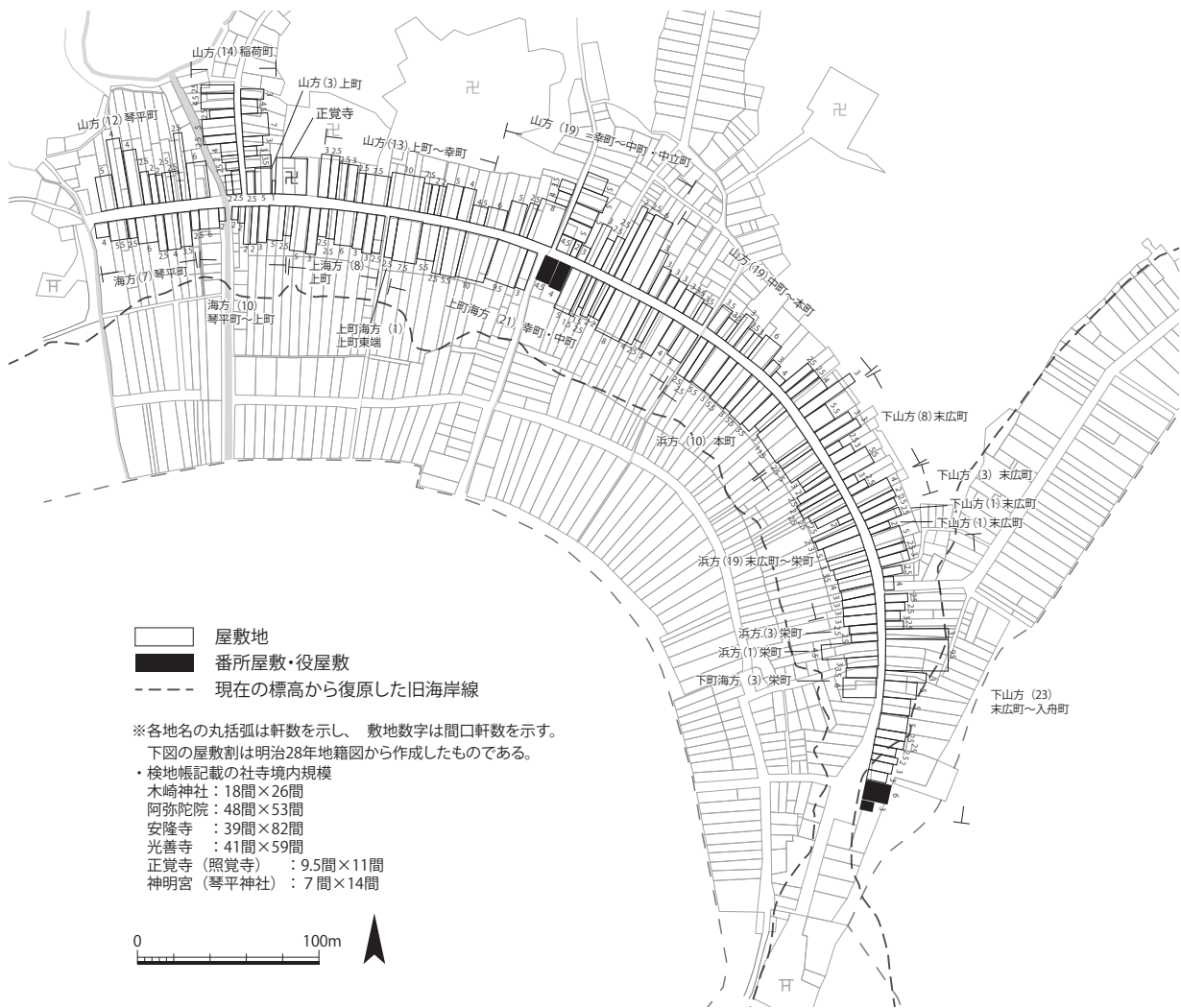


図 3-1-7 元禄七年検地帳記載の屋敷地復原図 1：4000

第2節 享和地震以後から明治初期まで

小木地震と三味線堀の地割 享和2年(1802)の小木地震によって、小木町は壊滅的な被害を受け、人家328軒、土蔵23ヶ所が焼失したという。地震から3年後の文化2年(1805)には本町通りの拡幅がおこなわれ、山側で2尺、海側で3尺、合計5尺分が拡幅された(小木町区有文書「ござや文書」)。後述のように、明治37年(1904)の大火では道幅を2間半から4間に拡幅しており、小木地震以前の本町通りは道幅2間、地震後は2間半であった。

小木地震によって、町場の陸地が隆起し、内の潤および外の潤の海岸線は遠浅となったため、船が町場に近接不可能となった。そのため文化元年(1804)に「三味線堀」という堀割(水路)が開削された。三味線堀は堀割部分が長さ125間(約227m)、幅10間(約18m)、深さ6尺(約1.8m)で、その両端に20間(約36m)四方の枡形が取り付け、その枡形からは幅10間の堀割が海までのびていた。

この三味線堀の規模を現在の管内図に落とし込むと、現在の東町が堀割、相生町および東町と栄町の一部が枡形であり、相生町や東町・栄町から不規則に海側にのびる敷地が、枡形から海まで続く堀割であることがわかる(図3-2-1、図3-2-2)。つまり、東町や相生町、栄町の旧行政区の境界は三味線堀の形状をそのまま引き継いでおり、さらに三味線堀に囲まれた海側の土地が泉町であることが明白である。



図3-2-1 三味線堀の規模と現在の旧行政区境界 1:4000

浜町(泉町・東町)の町立て 築造された三味線堀は、文政元年(1818)にはすでに干上がり、その後一度は田地としたが、すぐに「浜見取場」と称されるような荒廃地となってしまった。文政7年(1824)に生じた大火を契機として、佐渡奉行の泉本正助忠篤によって、この浜見取場に浜町の町割(宅地開発)がおこなわれた。浜町浜側(現・泉町)は文政7年から始まり、浜町山側(現・東町)は文政11年(1828)に町割を開始し、ともに天保2年(1831)までには割地が完了している。

この泉町の割地に関連する文書として「天保二卯年月 新屋敷開発記録(写し)」「(かしや文書、『佐渡小木町史 史料集 上』, pp.77-81 所収)が残されている。当史料には屋敷面積、持主、間口、浦口(背面の間口)、奥行が記される(表3-2-1)。この記載をもとに、復原した地割が図3-2-3である。史料の書上げ順を判断するために、史料に記載の持主と現居住者の祖先名との対応を試みたが叶わなかった。そのため敷地背面を結ぶラインが浜町通りの円弧と同様となる西から東の書上げ順で復原した。復原図をみると、明治28年地籍図の地割にほとんど変化がないことが読み取れる。

浜町山側である東町の具体的な地割を記す文献史料はないが、泉町と同時期の町立てであり、間口は約3間内外と考えられ、後世の多少の分筆や合筆はあるものの、明治28年地籍図は概ね当初の地割を踏襲していることが想定できる。

上町浜側の町立て 幕末の慶応4年(1868)には「裏之下浜下々畑続干揚空地」に町立てが計画された。



図3-2-2 浜町通り東端の不規則な交差点 南から

表 3-2-1 「天保二卯年月 新屋敷開発記録（写し）」一覧

仮番	持主	面積	間口（表）	浦口（裏）	長さ（奥行）
1	武十良	1畝9歩	4間1尺6寸	3間2尺6寸	17間
2	弥十郎	1畝12歩	3間5尺9寸5分	3間2尺8寸	17間
3	伝右衛門	1畝12歩	4間3寸5分	3間3尺2分	17間
4	宇右衛門	1畝15歩	4間4寸	3間3尺2寸	18間
5	新五兵衛	1畝15歩	4間4寸	3間2尺8寸	18間
6	勘次郎	1畝8歩	4間6寸	3間2尺8寸	18間半
7	兵藏	1畝18歩	4間2寸	3間2尺2寸	19間半
8	万右衛門	1畝21歩	4間2寸	3間2尺6寸	19間半
9	仁八	1畝17歩	4間1寸	3間4尺	21間
10	善六	1畝27歩	4間3寸	2間5尺9寸	21間
11	三三郎	2畝歩	4間1寸	3間1尺2寸	23間
12	久作	1畝21歩	4間1寸	3間4寸	23間半
13	与八	1畝27歩	4間2寸	2間5尺5寸	23間半
14	惣七	1畝27歩	4間5寸	3間1尺5寸	23間半
15	茂平	1畝25歩	3間5尺6寸	2間5尺9寸	23間
16	弥八郎	1畝21歩	3間5尺1寸	3間5寸	20間半
17	瀧右衛門	1畝10歩	4間1寸	3間1尺3寸	19間
18	惣右衛門	1畝12歩	4間2寸	3間2尺3寸	18間
19	さよ	1畝9歩	4間	3間1尺7寸	17間
20	庄七	1畝9歩	4間5寸	3間2尺8寸	15間半
21	太十一	1畝6歩	3間5尺3寸	3間2尺9寸	14間
22	小右衛門	1畝6歩	3間5尺2寸	3間2尺5寸	13間1尺
23	仁平次	1畝6歩	3間5尺8寸	3間3尺1寸	13間
24	六三郎	1畝6歩	4間5分	3間3尺4寸	13間
25	周藏	1畝6歩	3間5尺8寸	3間2尺8寸	13間
26	吉三良	1畝6歩	4間3尺	3間5尺*	12間

*但書として「是れは裏行無御座候に付表口にて三尺取派へ候事」とある。

明治5年（1872）に割地が完成し、縄引図が届出されている（図3-2-4、「町用兼日記」、前掲『佐渡小木町史料集下』、pp.210-211所収）。この縄引図には上町と琴平町境に流れる泉財川から、現在の相生町まで描かれており、現在の上町および幸町の海側、登町の一部の区域に該当する町立てとみられる。各敷地は西から順に地番および面積が記され、間口と奥行も記載される。図中央には「町ヨリ浜へノ通筋」、「カミ町ヨリ浜へノ通引十五坪」と記載され、本町通りから海まで続く小路が通されていたこともわかる。また上町浜側の既存敷地との境界には若干の隙間があり、背割の水路が通されていたようである。東端には「御官舎」や「上御役所」と記載され、これにより、幕末頃の上の番所と、それに付随する御役屋の位置が判明する。

この縄引図を明治28年地籍図に復原したものが図3-2-5である。上の番所は相生町内に位置し、その他の屋敷地は幸町や上町の浜側、登町と相生町の

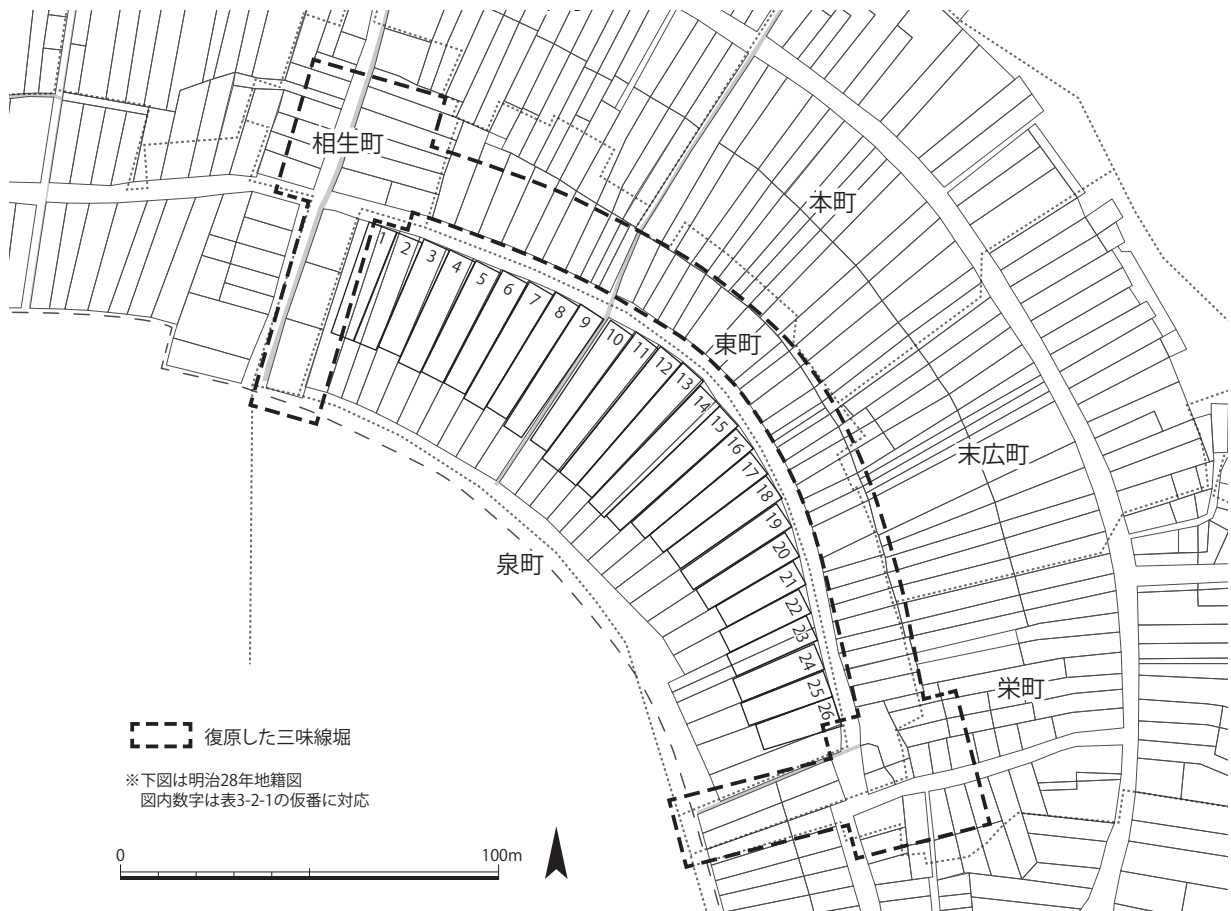


図 3-2-3 「天保二卯年月 新屋敷開発記録（写し）」の屋敷地復原図 1：2000

一部に位置している。西端の地番1番および2番や、東端の13番など、この縄引図と旧行政区境界もある程度関連していることが読み取れる。いっぽう、現在の登町の大部分は未開拓であることが読み取れ、宅地化は明治5年以降であると判明する。

以上をまとめると、まず、文化元年に築造された三味線堀が、旧行政区の東町や泉町、相生町、栄町の各町の形状に継承されており、三味線堀の埋立後に開拓された泉町や東町では、泉町は明治28年地籍図が文政7年からの割地を踏襲し、現代の地割からも復原可能である。東町は三味線堀の堀割を埋め

て開発された街区であり、当時の地割を示す史料はないが、同時期に町立てされた泉町の状況から判断して、明治28年地籍図は概ね当初の地割を踏襲していることが想定できる。さらに、上町および幸町の海側の地割も史料によりあきらかで、幕末頃の上の番所の位置も復原可能である。いっぽう、登町は明治初期には未開拓であり、明治28年地籍図製作までの明治前期頃に開拓された町である。

享和2年の小木地震以後から幕末、明治初期の浜町通り周辺は、諸史料から地割の復原が可能であり、その変遷過程もあきらかである。（福嶋）

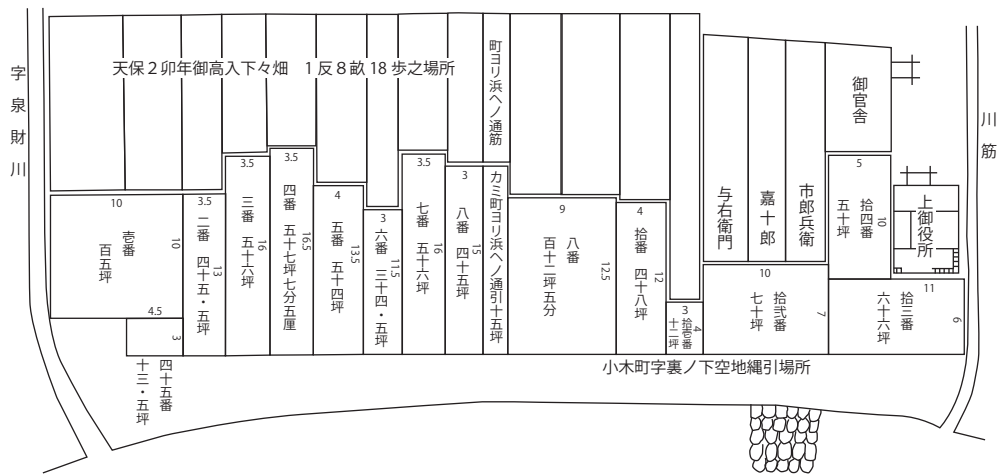


図3-2-4 「裏之下浜下々畑続干揚空地」の縄引図（『佐渡小木町史 史料集 下』、pp.210-211 所収図をトレース）



図3-2-5 「裏之下浜下々畑続干揚空地」の縄引図の復原図 1：1500

第3節 近代以降の変遷

登町・入舟町・白坂町・外の潤側の宅地化 文化年間製作の「小木湊古絵図」には描かれていない部分として、登町や入舟町、立町の白坂町、外の潤側の旭町や山本町は幕末から明治前期頃に開拓がおこなわれたと考えられる。海運業の隆盛は明治中期頃まで続き、小木町でも人口増加にともなう宅地開発がこの頃活発化したことが想定できる。明治28年地籍図では、これら各町は宅地化されており、具体的な時期は不明であるが、先述の幕末から明治初期の開拓とそれほど時期差はないと考えられる。

近代以降の道路拡幅と軒切 小木町では享和2年の小木地震後に本町通り沿いで、山側2尺、海側3尺の拡幅がなされた。明治37年大火後には、幅員2間半とする本町通りを4間に拡幅することが大正2年(1913)の小木町議会で議決されている(「大字小木町道路取捨ノ件」、前掲『佐渡小木町史 史料集 上』、pp.237-238 所収)。昭和51年地籍図でも確認できるように、本町通り沿いの入舟町から上町中央付近ま

でがこの時の軒切対象範囲であった(図3-3-1)。本町通り沿いの山側よりも海側の軒切幅が大きかったようである。具体的な軒切の数値は不明であるが、図上計測では山側でおよそ半間、海側でおよそ1間とみられる。

第4・5章でも触れるが、この拡幅範囲に存在する伝統的建造物(主屋)のうち、建築年代が大正2年以前である建物も調査したが、軒切を示す明確な痕跡は確認できなかった。議会議決は大正2年ではあるものの、それ以前からすでに道路拡幅の議論が存在していたのではないと思われる。

また、昭和48年(1973)には県道45号線の道路拡幅にともなって、本町通り沿いの上町と琴平町の北側(山側)、および琴平町の南側(海側)の西端部が軒切されている(図3-3-2)。具体的な拡幅の数値は不明であるが、1m弱は軒切されたと思われる。この道路拡幅にともなって、琴平町北側の敷地では、主屋正面を切り縮めたもの(清水家住宅、pp.66-67)や主屋全体を曳家したもの(浅井家住宅、pp.68-69)が確認できる。また琴平神社は境内地を県道45

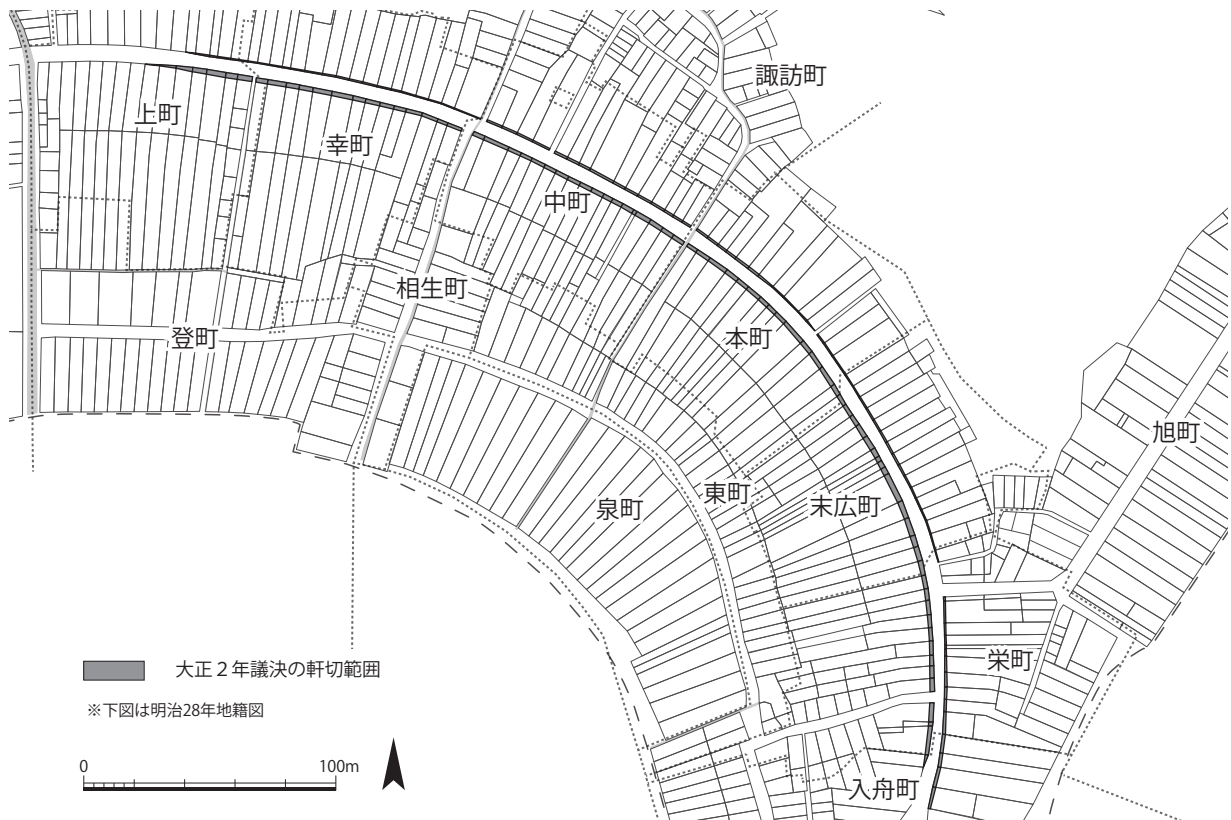


図3-3-1 大正2年議決の本町通り沿いの道路拡幅範囲 1:3000

号線が横断することとなったため、拜殿・幣殿を建替え、本殿を琴平山から現在地に移築している（琴平神社、pp.92-93）。

海岸線の埋立地 内の澗は昭和44年（1969）から埋立工事が開始され、同47年（1972）に完成し、現在の港町や松浜町が形成された（図3-3-3）。外の澗は昭和39年（1964）に工事が開始され、同42年（1967）に完成し、現在の旭町や山本町の海側に位置する港湾部分が形成された（図3-3-4）。なお、これら埋立地の大部分は、本調査の1次悉皆調査の範囲外である。

戦後の新設道路と幅員 現在の管内図と明治28年地籍図および昭和51年地籍図を比較すると、戦後に開通もしくは拡幅した道路もあきらかとなる（図3-3-5）。本町通りでは、先述の県道45号線の開

通にともなう道路拡幅以外には確認されない。浜町通りでは、西端の琴平町部分の道路が拡幅または新設されたほかは確認できない。その他の新設道路の多くは、海岸沿いの埋立地と接続するように開通したものが主要である。旧来の町場内では、本町および東町・泉町を縦断する道路が開通したほか、入舟町における内の澗と外の澗を繋ぐ道路が拡幅または新設されている。また栄町では、本町通りと外の澗側を繋ぐ丁字路の道路が拡幅されている。

本調査では主要な各道路の幅員も実測した。本町通りは上町以東で、道路幅員が6.2m前後、側溝も含めると7.2m前後となり、建物間では約4間を測る。つまり、大正2年の拡幅からその幅員が保たれていることがわかる。本町通りの琴平町周辺は、道路幅が約5.3m、側溝も含めた幅員は6.3mとし、



図3-3-2 昭和48年の軒切範囲と県道45号線の新設ルート 1:1500

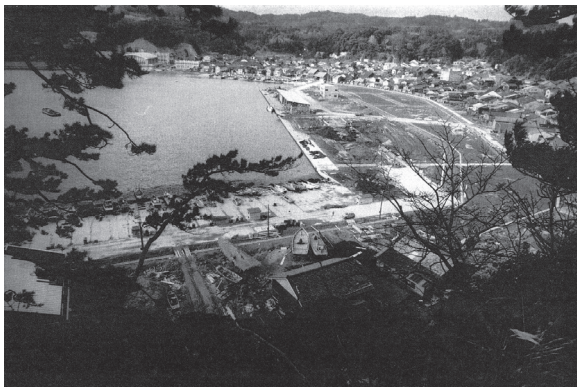


図3-3-3 埋め立てられた内の澗（昭和47年頃）



図3-3-4 航空写真にみる埋立地（平成12年頃）

拡幅以前の建物間は約4m（2間弱）と想定できる。浜町通りは道路幅が4.5m前後、側溝も含めると、5.5m（3間）前後であった。浜町通り沿いが拡幅されたという史実はないため、幕末の町立て当初の幅員を踏襲していると考えられる。

本町通りと浜町通りを結ぶ小路は、先述の通り、本町から泉町に新設された街路と内の澗と外の澗を繋ぐ街路以外は、少なくとも明治28年地籍図の状況を保持しており、幕末から明治前期の幅員が維持されているとみられる。

まとめ 以上のように、標高差からは17世紀前期の開港当初の港町の地形と町場の範囲が復原でき、享和2年の小木地震以前の地割は、史料の制約はあるものの、元禄7年検地帳で本町通り沿いと稲荷町や中立町の一部の地割が復原できた。小木地震以後では、旧行政区そのものに三味線堀の形状が踏襲されており、三味線堀を埋め立てて形成された東町や泉町の範囲があきらかとなった。なかでも泉町は史料から地割が復原可能である。現在の上町および幸町の海側と登町の一部は、慶応4年から開発さ

れた地域であり、町立て当初の地割が復原可能である。そのほか周辺部は幕末から明治前期に宅地開発された区域と考えられ、これらは明治28年地籍図から当初の地割が復原可能である。したがって、小木町は、19世紀初期の小木地震によって、地形もその上に展開する町場も大きく様変わりしたものの、現代に残る地形や旧行政区の境界、検地帳や地籍図等の諸史料から、開港から現代までの各時期の地割や地形が復原可能であるといえる。

小木半島だけでなく、佐渡島そのものの形成の根幹をなす火山活動や隆起運動が生み出した地形は、内の澗や外の澗という天然の良港を形成し、港町としての小木町成立のきっかけともなり、その後の新町開発にも起因することとなった。小木町にはこれら自然が織りなした地形や大地鳴動の痕跡、そして災害復興といった歴史の変遷過程が、地形や地割、町割に痕跡として良好に残されている。こうした大自然の息吹が「町」として形作られた小木町は港町としてだけでなく、歴史的な集落のなかでも、非常に稀有な事例として高く評価できる。（福嶋）

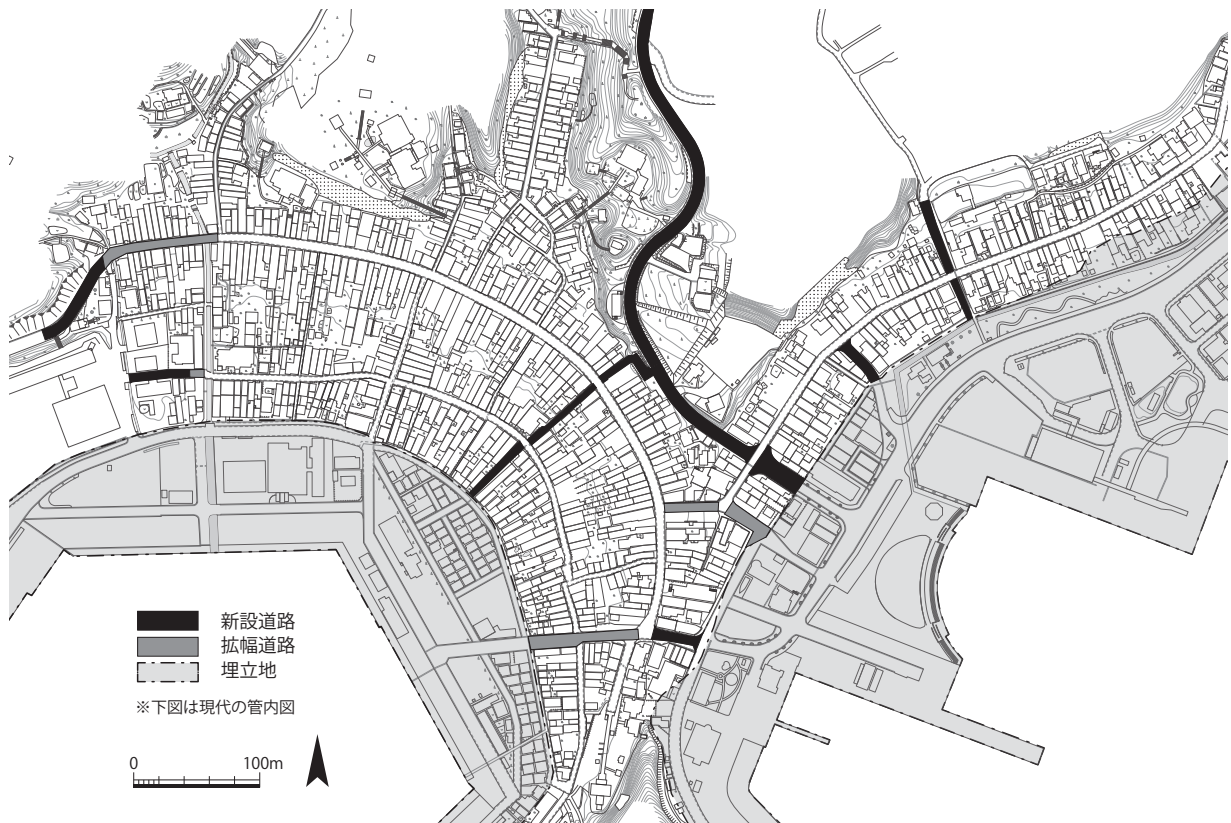


図 3-3-5 戦後に新設・拡幅された道路 1：6000